(2)　当該会社及び(1)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社 (3)　当該会社並びに(1)及び(2)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社 ハ　その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者 ニ　次のいずれかに該当する会社 (1)　その設立の日以後の期間が十年未満の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が百分の十以上であるもの (2)　その設立の日以後の期間が十年以上十五年未満の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が百分の十以上であり、かつ、営業損失を生じているもの	
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第四十六条第二号の規定に基づき、及び同号の規定を実施するため、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣　西村　康稔

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2　［略］ 3　この省令において、「研究開発型新事業開拓事業者」とは、規則第二条第三号に定める者をいう。 4　前三項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。	（定義） **第二条**　［略］ 2　［略］ ［新設］ 3　前二項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。